

**改正**

昭和46年3月30日いわき市条例第30号

昭和46年9月30日いわき市条例第45号

昭和48年3月29日いわき市条例第33号

昭和50年3月27日いわき市条例第25号

昭和50年10月6日いわき市条例第53号

昭和51年3月31日いわき市条例第27号

昭和54年6月22日いわき市条例第51号

昭和56年12月22日いわき市条例第62号

昭和59年3月29日いわき市条例第38号

昭和60年12月23日いわき市条例第45号

平成元年3月31日いわき市条例第60号

平成5年3月29日いわき市条例第29号

平成6年12月27日いわき市条例第49号

平成7年3月28日いわき市条例第21号

平成7年9月27日いわき市条例第37号

平成8年3月28日いわき市条例第18号

平成9年3月31日いわき市条例第64号

平成9年12月26日いわき市条例第85号

平成11年12月24日いわき市条例第47号

平成13年1月5日いわき市条例第21号

平成14年12月27日いわき市条例第82号

平成18年12月27日いわき市条例第76号

平成25年12月26日いわき市条例第99号

平成31年3月29日いわき市条例第29号

令和元年9月30日いわき市条例第20号

いわき市水道事業給水条例

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第8条—第16条）

第3章 給水（第17条—第25条）

第3章の2 給水加入金及び負担金（第25条の2—第25条の6）

第4章 料金及び手数料（第26条—第37条）

第5章 検査及び処分（第38条—第41条）

第5章の2 貯水槽水道（第41条の2・第41条の3）

第5章の3 罰則（第42条・第43条）

第6章 補則（第44条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、いわき市水道事業並びに簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

**第2条** 給水区域は、いわき市水道事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第94号）第3条に定めるところによる。

（給水装置の定義）

**第3条** この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の管理する配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

**第4条** 給水装置は、次の5種とする。

- （1）専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2）共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもので水道事業の管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの
- （3）連合給水装置 1個の市の水道メーター（以下「メーター」という。）を經由し、2世帯以上がそれぞれ専用の給水管及び給水用具を有するもので管理者が認めるもの
- （4）船舶給水装置 料金を船舶給水1件ごとに算定するもの
- （5）私設消火栓 消防用に使用するもの

(家族等の行為に対する責任)

**第5条** 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、その家族、同居人、使用人その他の従業員の行為についても責任を負うものとする。

(給水装置の所有者の代理人)

**第6条** 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

**第7条** 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

**第8条** 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更に係るものを除く。以下同じ。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）に関し必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

## 第9条 削除

(工事の費用負担)

**第10条** 給水装置工事に要する費用は、当該申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市がその費用の一部又は全部を負担することができる。

(工事の施行)

**第11条** 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者

の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が定める。

(工事費の算出方法)

**第12条** 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関する必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

**第13条** 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によつて算出した工事費の概算額を管理者の指定する期日までに予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後これを精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。ただし、その額が還付又は追徴に要する実費に満たないときは、この限りでない。

(工事費の分納)

**第14条** 管理者が施行する給水装置工事（撤去の工事を除く。）の費用については、管理者の承認を受けて3月以内において分納することができる。

2 前項の分納について必要な事項は、管理者が定める。

(給水装置所有権の移転の時期)

**第15条** 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(給水装置の変更の工事)

**第16条** 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）の同意がなくても、これを施行することができるものとし、これに要する費用は、原因者の負担とする。

### 第3章 給水

(給水の原則)

**第17条** 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあつても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

**第18条** 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

**第19条** 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に管理者が設置する。

3 メーターの位置が不相当となつたとき、又はメーターの口径（以下「口径」という。）が使用水量に対し適合しないと認められるときは、管理者は、使用者等に対してこれを変更させることができる。ただし、その費用は、使用者等の負担とする。

(メーターの貸与)

**第20条** 管理者は、メーターを使用者等又は管理人に貸与し、これを保管させる。

2 前項の使用者等又は管理人は、必要な注意をもつて、メーターを正常な状態において管理しなければならない。

3 使用者等又は管理人が、前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

**第21条** 削除

(水道の使用中止及び変更等の届出)

**第22条** 使用者等又は管理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 口径又は用途を変更するとき。

(3) 消防演習のため私設消火栓を使用するとき。

2 使用者等又は管理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。

(2) 所有者に変更があつたとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人又は代理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。

(5) 共用給水装置及び連合給水装置の使用世帯数に異動があつたとき。

(公設及び私設消火せんの使用)

**第23条** 公設及び私設消火せんは、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。ただし、特別の理由により管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 消防演習のため公設及び私設消火せんを使用するときは、管理者が指定する市職員の立会いがなければならない。

(給水装置の管理)

**第24条** 使用者等又は管理人は、必要な注意をもつて水が汚染又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出て修繕その他必要な処置を請求しなければならない。

2 前項の規定による請求がなくても管理者は、その必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の修繕に要した費用は、使用者等又は管理人の負担とする。ただし、公道に属する部分については、管理者の負担とする。

4 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、使用者等又は管理人の負担とする。

(給水装置及び水質の検査)

**第25条** 管理者は、給水装置又は供給する水質について使用者等又は管理人から検査の請求があつたときは、これを行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

### 第3章の2 給水加入金及び負担金

(給水加入金)

**第25条の2** 給水装置を新設しようとするものは、口径に応じて別表第1に定める給水加入金（以下「加入金」という。）を納入しなければならない。

(増径等の加入金)

**第25条の3** 給水装置の改造をしようとするものは、次の各号に定めるところにより、加入金を納入しなければならない。

(1) 共用給水装置又は連合給水装置を専用給水装置に切り替え、新たにそれぞれメーターを設置しようとする場合 設置時のメーターの購入価格を基準とした額

(2) 口径の増大を伴う給水装置の改造の場合 別表第1に定める加入金の額の差額  
(工事負担金)

**第25条の4** 管理者は、新たな給水契約の申込みに応じるため、計画外の水道施設を設置する場合には、その受益者及び完成後における給水工事申込者から別に定めるところにより、工事負担金を徴収するものとする。

(水道整備負担金)

**第25条の5** 管理者は、給水計画に著しく影響があると認められる給水契約の申込みについては、別に定めるところにより、水道整備負担金を徴収するものとする。

(維持管理費負担金)

**第25条の6** 管理者は、水道事業に属さない受水そう以下の水道施設の移譲を受けようとするときは、当該施設の維持管理費の一部を負担させることができる。

2 水道施設の移譲を受ける場合の基準及び維持管理費負担金については、管理者が別に定める。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

**第26条** 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者又は管理人から徴収する。

2 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯して、その納付義務を負うものとする。

(料金)

**第27条** 料金は、基本料金と水量料金の合計額（船舶用及び私設消火栓消防演習用に係る料金にあつては、水量料金）を別表第2及び次条の規定（共用給水装置及び連合給水装置にあつては、同表、同条及び第29条の規定）により算出して得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(料金の算定)

**第28条** 水量料金は、毎月又は隔月に定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下この条において同じ。）を定めて、メーターの点検を行い、その使用水量をもつて算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。

2 前項の規定により隔月に定例日を定めた場合は、2箇月通算の料金とする。この場合において、使用水量は各月均等とみなす。

**第29条** 共用給水装置及び連合給水装置の水量料金は、管理者が定めるところにより、1世帯又は1箇所につき、別表第2に定める区分の水量料金をもつて算定する。

2 連合給水装置の基本料金は、メーターにかかわらず、各世帯に口径13ミリメートルのメーターを設置したものとみなし、別表第2に定める基本料金に使用世帯数を乗じた額とする。

(使用水量及び用途等の認定)

**第30条** 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途等を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 用途その他算定基準の届出が事実と相違するとき。

**第31条** 削除

(特別な場合の料金算定)

**第32条** 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の料金は、その使用日数が15日を超えないときは、その月の基本料金を別表第2に定める額の2分の1に相当する額として第27条の規定により算出した額とする。

2 月の中途において口径又は用途の変更があつた場合の料金は、その使用日数の多い口径又は用途の料率を適用する。

3 水道の使用の休止又は廃止の届出がないときは、これを使用しない場合でも、料金を徴収する。

(料金の前納)

**第33条** 臨時に水道の使用を申し込む者は、管理者が特に承認した者及び官公署、学校を除き、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算し、過不足がある場合は、還付又は追徴する。

(無届け使用に対する認定)

**第34条** 所定の届けをしないうで水道を使用した者の使用を開始した日については、管理者が認定する。

(料金の徴収方法)

**第35条** 料金は、納入通知書により毎月又は隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

**第36条** 手数料の区分は、別表第3のとおりとし、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(料金等の軽減又は免除)

**第37条** 管理者は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、この条例によつて納入しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

#### 第5章 検査及び処分

(給水装置の検査等)

**第38条** 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を随時検査し、使用者等又は管理人に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

**第39条** 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（以下「基準」という。）に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が当該給水装置の構造及び材質を基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行によらない給水装置工事に係るものであるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることについて確認されたときは、この限りでない。

(給水の停止)

**第40条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 使用者が第12条の工事費、第24条第3項の修繕費及び第27条の料金又は第36条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 使用者が正当な理由がなくて、第28条の使用水量の計量又は第38条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

**第41条** 管理者は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置を60日以上使用せず、かつ、所有者の所在が不明のとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないとき。

## 第5章の2 貯水槽水道

(市の責務)

**第41条の2** 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

**第41条の3** 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道のうち準簡易専用水道（いわき市給水施設等条例（平成10年いわき市条例第44号）第2条第6号に規定する準簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、同条例第17条の定めるところにより、当該準簡易専用水道を管理し、及びその水質検査を行わなければならない。

3 簡易専用水道及び準簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第5章の3 罰則

**第42条** 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第8条第1項の承認を受けずに給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく第19条第2項の規定によるメーターの設置、第28条第1項のメーターの点検、第38条の規定による給水装置の検査又は第40条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第24条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 料金又は第36条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

**第43条** 市長は、偽りその他不正の行為によつて料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

## 第6章 補則

(委任)

**第44条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 別表第1の料金については、昭和44年11月分から適用する。ただし、隔月検針を行なうものについては、昭和44年12月以降納入通知書発行のものから適用する。
- 3 いわき市水道条例（昭和41年いわき市条例第63号）は、廃止する。
- 4 この条例の施行前にいわき市水道条例に基づきなされた認可、承認その他の行為は、この条例によつてなされたものとみなす。

**附 則**（昭和46年3月30日いわき市条例第30号）

**改正**

昭和46年9月30日いわき市条例第45号

この条例は、公布の日から施行する。ただし、薬王寺簡易水道に係る改正規定は、当該簡易水道の給水開始の日から施行する。

**附 則**（昭和46年9月30日いわき市条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後のいわき市水道事業給水条例別表第1の規定は、昭和47年1月分として徴収する料金から適用する。ただし、隔月検針を行なうものについては、昭和47年2月以降に納入通知書を発行するものから適用する。

（いわき市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 いわき市水道事業給水条例の一部を改正する条例（昭和46年いわき市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

**附 則**（昭和48年3月29日いわき市条例第33号）

この条例は、昭和48年5月1日から施行する。（後略）

**附 則**（昭和50年3月27日いわき市条例第25号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和50年10月6日いわき市条例第53号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後のいわき市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、昭和51年4月1日以降の工事申込みをするものから適用する。

3 改正後の条例別表第2の規定は、昭和50年11月1日以降に使用する水量から適用する。

**附 則**（昭和51年3月31日いわき市条例第27号）

この条例は、昭和51年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和54年6月22日いわき市条例第51号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後のいわき市水道事業給水条例別表第2の規定は、昭和54年10月以降に発行する納入通知書に係る料金から適用し、同月前に発行する納入通知書に係る料金については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和56年12月22日いわき市条例第62号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後のいわき市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、昭和57年4月1日以降の工事申込みをするものから適用する。

3 改正後の条例別表第2の規定は、昭和57年4月分として徴収する料金から適用する。

**附 則**（昭和59年3月29日いわき市条例第38号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年12月23日いわき市条例第45号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後のいわき市水道事業給水条例別表第2の規定は、昭和61年4月分以後の料金について適用し、同年3月分以前の料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成元年3月31日いわき市条例第60号）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成元年6月30日までに徴収し、又は徴収すべき料金については、改正後の第27条及び第32条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成5年3月29日いわき市条例第29号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成6年12月27日いわき市条例第49号）

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成7年3月28日いわき市条例第21号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年9月27日いわき市条例第37号）

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成7年12月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年11月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

**附 則**（平成8年3月28日いわき市条例第18号）

この条例は、平成8年6月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月31日いわき市条例第64号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年6月30日までに徴収し、又は徴収すべき料金については、改正後の第27条及び第32条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年12月26日いわき市条例第85号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のいわき市水道事業給水条例の規定に基づく公認業者である者は、この条例の施行の日から90日間（民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条第2項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間）は、水道事業の管理者が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定をした者とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成11年12月24日いわき市条例第47号）

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日までに徴収し、又は徴収すべき料金については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成13年1月5日いわき市条例第21号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成14年12月27日いわき市条例第82号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第39条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月27日いわき市条例第76号）

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日までに徴収し、又は徴収すべき料金については、改正後の第27条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月26日いわき市条例第99号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成26年7月1日以後に支払を受ける権利が確定する水道料金について適用し、同日前に支払を受ける権利が確定する水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日いわき市条例第29号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成32年1月1日以後に支払を受ける権利が確定する水道料金について適用し、同日前に支払を受ける権利が確定する水道料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日いわき市条例第20号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第25条の2、第25条の3関係）

給水加入金

メーター口径	金額
13ミリメートル	82,500円
20ミリメートル	165,000円
25ミリメートル	305,800円
30ミリメートル	577,500円
40ミリメートル	907,500円
50ミリメートル	1,650,000円
75ミリメートル	4,455,000円
100ミリメートル	8,827,500円
150ミリメートル	24,502,500円

口径150ミリメートルを超えるものについては、別に定める。

別表第2（第27条、第29条、第32条関係）

水道料金（1月）

基本料金		水量料金		
口径13ミリメートル	1,188円	一般 用	1立方メートルから10立方メートルまで 1立方メートルにつき	82円50銭
口径20ミリメートル	2,376円		11立方メートルから20立方メートルまで 1立方メートルにつき	171円60銭
口径25ミリメートル	4,400円		21立方メートルから50立方メートルまで 1立方メートルにつき	213円40銭
口径30ミリメートル	8,360円		51立方メートルから100立方メートルまで 1立方メートルにつき	238円70銭
口径40ミリメートル	12,980円		101立方メートル以上 1立方メートルにつき	260円70銭
口径50ミリメートル	23,760円	浴場 用	1立方メートルから500立方メートルまで 1立方メートルにつき	66円
口径75ミリメートル	63,800円		501立方メートル以上 1立方メートルにつき	137円50銭
口径100ミリメートル	126,500円	船舶用	1立方メートルにつき	260円70銭
口径150ミリメートル	353,100円			
口径200ミリメートル	469,700円	私設消火栓消防 演習用	1栓10分間につき	2,387円

**別表第3 (第36条関係)**

- 1 法第16条の2第1項の指定の申請に係る手数料 (1件につき) 10,000円
- 2 法第25条の3の2第1項の指定の更新の申請に係る手数料 (1件につき) 10,000円
- 3 第11条第2項の設計審査に係る手数料 (1件につき)

工事区分	金額
新設工事	600円
改造工事	300円
撤去工事	300円

- 4 第11条第2項の工事検査に係る手数料 (1件につき)

工事費区分	金額

20,000円未満	600円
20,000円以上50,000円未満	1,000円
50,000円以上70,000円未満	1,800円
70,000円以上100,000円未満	2,500円
100,000円以上200,000円未満	3,700円
200,000円以上500,000円未満	7,000円
500,000円以上1,000,000円未満	15,000円
1,000,000円以上	工事費の2パーセントの額

備考 手数料の金額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 証明手数料（1件につき） 200円